

国民の声に対する対応状況(平成28年度上半期分)

対応可能なもの

(1件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(1件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>4月から拘置所が閉鎖されるのは理解していましたが、まさか隣の労働基準監督署のように放置するのではなく、今後も維持管理していくとのことでした。本当にそうでしょうか。</p> <p>特に気になるのは、敷地入り口にある進入防止の不安定なポールや看板です。前を通るたびに不安定なポールだと思っていましたが、4月17日の強風の際にポールや看板が歩道を塞ぐように倒れていました。幸いにも人が巻き込まれた事故には至らなかったものの、誰も復旧する人がいないので仕方なく元に戻しました。その後も風が強い日には倒れたことも散見され何度か直しましたが、根本的な解決には至りません。そもそも、設置されたポールはどれも曲がったり、破けたりしたもので安定性はなく素人が間に合わせで作った感じで、先日は下校中の子供達はその不安定なブロックに乗りポールを揺らしていましたが、誰かが駆け付けることもありません。しっかりとした建物の安全管理をお願いします。</p> <p>まずは、安心できる設備を整備して、以前のように地域の信頼を得るべく改善をお願いします。</p>	<p>矯正施設の維持管理に関する御意見です。</p> <p>御意見に該当すると思われる「大曲拘置支所」について、御指摘を踏まえ調査を実施したところ、同所敷地入り口のポールの一部について不安定な箇所が認められたため、基礎を作ってポールを固定する工事を実施し、安定を図ったところです。</p>

現時点では対応困難なもの

(16件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (16件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務省はNECと癒着しているのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NECしか参入できない仕様書(キーの数がNECパソコンしか対応しない)</li> <li>・パソコン等の機器管理台帳及びソフトウェア・ライセンス管理台帳の集約がまったく生かされない過剰な台数の配布(15名庁に10台)</li> <li>・平成27年度予算にもかかわらず、納入が平成28年度</li> <li>・平成27年度予算が設置費込みの価格で示達されたにもかかわらず、設置されない</li> <li>・上記設置について平成28年度に再びNECに設置費用を支払う</li> <li>・平成28年度に廃棄が決定しているサーバに対して、平成26年度にバッテリー交換を義務として行わせる</li> </ul>	<p>矯正施設における物品の調達に関する御意見です。</p> <p>矯正施設においては、円滑な行政事務遂行のため、各施設の必要数に応じたパソコン等の機器を整備しているところですが、御意見の内容について調査した結果、不適切な事実は確認されませんでした。</p> <p>なお、御意見の大部分は、平成27年度補正予算(第1号)により整備したパソコン等の機器に係るものと思料されますが、各施設に導入されたパソコン等は必要台数を精査した上で整備しており、受託者も特定の業者に限定されているものではありません。また、同機器に係る納品及び支出等についても、会計法令等を遵守して実施されており、同予算以外で整備した機器についても、ネットワークの安定稼働のために必要な対応となっております。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な調達を行ってまいります。</p>
<p>さいたま地方法務局供託課では、職員が、仕事、職務の責任を放棄し、終業時間前に、供託課ぐるみで、早目に、スタッフが帰宅している。</p> <p>職務怠慢と国民の大事な税金が法務局のスタッフの給与として与えられ、生活できているのに、その大事な国民の税金をあたかも自分のお金かと勘違いも甚だしい。</p> <p>午後5時15分までは業務のはずが、午後4時40分には供託課を去り、他のスタッフもそれを了承している。</p> <p>早目に出て、別の場所で業務やミーティング、仕事は一切しておらず、スタッフは電車などで、各自の家に帰宅している。</p> <p>国民の大事な税金を働かずして楽して奪い、退職までで得るであろう給与所得は相当であり、大至急、法務省は、さいたま地方法務局供託課を抜き打ちで、内部調査すべきである。</p>	<p>法務局職員の勤務時間に関する御意見です。</p> <p>御意見を踏まえ、対象職員を確認したところ、さいたま地方法務局において、非常勤職員(供託相談員)を雇用しておりますが、当該非常勤職員の勤務終了時間は、午後4時30分までであり、勤務倦怠となるような事実はありませんでした。</p> <p>今後とも法務局の行政サービスに御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
<p>3月25日の夜に職員が暗がりの中で建物からこそこそと荷物を運び、翌朝も荷物を車に運び込む姿を見た際に、「横領」と思わしき物を持っていたので慌てて携帯で撮影し、その様子を秋田刑務所に夕方電話しましたが、着信するなり「はあーい。」と返答され、驚いたので、秋田刑務所ですかと確認したら再度「はあーい。」との返答でした。こんな状態だからこんな事が起こるべくして起こると思ひ、もう連絡しませんでした。</p>	<p>矯正施設の運営に関する御意見です。</p> <p>御意見に該当すると思われる「大曲拘置支所」について、御指摘を踏まえ調査を実施したところ、3月25日の夜間及び翌26日の朝ですが、同所に勤務する職員の異動に伴う私物等を搬出していたものであり、御意見にあるとおり「横領と思わしき物」を搬出していたものではありません。また、同月26日の秋田刑務所における電話対応についても、御意見のような返答については確認できませんでした。</p> <p>なお、同所においては、本年4月以降、民間警備会社に警備を委託しており、侵入者等を認めた場合には、警備会社職員及び警察官が急行するなどのシステムを整備しております。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>経費をできるだけ節約して、なおかつ、良い仕事をするのは、「言うは易し、行うは難し」の例えそのものです。</p> <p>皆さんに共通する点は、その対価の支払が税金であったり、国そのものと同等の組織である点にあります。</p> <p>したがって、その契約の履行にあたっては、一般社会の常識的なルールは契約書等に記載の有無に関係なく、守るべきものであり、また、発注者として求めることができると、私は理解しています。</p> <p>信じがたいことですが、安値で発注し、その従業員には社会保険料等の会社負担を免れる手法で、契約履行している業者が、現に存在します。従業員は結果、安い給料で働くわけですから、お客様から十分評価頂ける仕事ができないのは、ある種、当然のことです。</p> <p>次に記載する業務の受注業者の状況について、一度、調査され、適正な対応をお願いします。</p> <p>業務名          広島拘置所 自動車運行管理業務請負契約          岩国刑務所 平成28年度岩国刑務所運転業務委託          鳥取刑務所 鳥取刑務所運転業務委託契約          岡山刑務所 運転管理業務請負契約</p>	<p>刑事施設の民間委託に関する御意見です。</p> <p>御指摘を踏まえ調査を実施したところ、従業員に社会保険料等の会社負担を免れる手法で契約履行していることについては、確認できませんでした。また、いずれの委託先においても、業務の履行状況について、特段の問題は認められませんでした。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては真摯に受け止め、今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>
<p>法務省として公示すべき内容は、ヘイトスピーチだけなのか。ヘイトスピーチのポスターを大量に貼るだけで、どれだけの税金を無駄遣いしているのかよく考えてほしい。</p> <p>それから人権をうたうなら、何ゆえ北朝鮮拉致問題のポスターは同じ場所に貼らないのか。それこそ日本人に対する差別であると考え。</p>	<p>ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動及び北朝鮮当局による人権問題に関する啓発活動に関する御意見です。</p> <p>近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。</p> <p>また、本年6月3日には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組を国の責務として定め(同法第5条)、基本的施策の一つとして啓発活動等の実施を盛り込んでいますが(同法第7条)、衆議院及び参議院の各法務委員会が採択した附帯決議にもあるとおり、本邦外出身者以外の者に対する差別的言動が許容される訳ではありません。</p> <p>法務省では、これまでも、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを理解しやすい形で表した啓発活動に積極的に取り組んでまいりましたが、今後は本法律の趣旨を十分に尊重し、これを踏まえた取組を適切に推進していく必要があるものと認識しております。</p> <p>なお、北朝鮮当局による人権問題につきましては、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されているところ、法務省では「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を啓発活動の年間強調事項の一つに掲げ、これまでも啓発活動を実施しております。特に、毎年12月10日から16日までの「北朝鮮人権啓発週間」を中心として、関係省庁や地方公共団体とも協力しつつ、政府主催のシンポジウムの開催や啓発ポスターの掲出、メディアを通じた周知広報活動等を実施しているところです。</p> <p>今後とも、各種人権課題に関する啓発活動を適切に実施してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
<p>少年鑑別所で箱庭療法は行われなくてもかかわらず、箱庭療法用具に50万円もの高額予算を配分している。</p> <p>交通犯の収容がほぼなく、使用実績がないにもかかわらず、また、10年以内に整備したものが、使用可能にもかかわらず、CRT運転適性検査機器に180万円もの高額予算を配分し、返納もなし。</p>	<p>少年鑑別所の分類・鑑別機器に関する御意見です。</p> <p>箱庭療法用具及びCRT方式運転適性検査機器のいずれについても、少年の鑑別業務等において必要に応じて使用しているものです。</p> <p>なお、CRT方式運転適性検査機器については、交通事故犯者の鑑別において必要不可欠な機器であり、また、精密機器であることから、整備計画に基づいた適切な整備を実施しているものですので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>先日久しぶりに登記の手続のために沖縄支局に行ったのですが、レイアウトが変わっていました。前回のときは証明書の窓口と申請の窓口そして相談窓口ともにコンパクトになっていてスムーズに手続ができましたが、レイアウトが変わって戸惑いました。以前に比べて一般の人の利用者にとっては不便になったように感じます。利用者にとって分かりやすい窓口なら予算を使っても納得できるのですが、改善されているようには感じませんでした。予算の使い方に無駄があるのではないのでしょうか。</p>	<p>法務局の窓口のレイアウトに関する御意見です。 那覇地方方法務局沖縄支局におけるレイアウト変更については、登記申請の窓口と総務課事務室とを近接させ、当該窓口が混雑していた場合に、総務課の職員が速やかに補助できるようにして、お客様の待ち時間をできる限り短縮させるために行われたものです。御意見につきましては、今後の法務局の行政サービス及び庁舎運営の参考にさせていただくとともに、今後とも適正な予算の執行に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いたします。</p>
<p>愛知県在住の会社員です。私は日本人ですが、外国人へのサービスについて意見します。最近、日本で働く外国人が増え、我が国の経済成長に貢献し大変喜ばしいことと思います。 しかしながら、日本で働く外国人に対するサービスは、国外で働く日本人へのサービスと比べ、嘆かわしい限りです。日本で5年以上働き、納税も遅滞ないにもかかわらず、ビザ申請の処理に時間がかかったり、通知されるまで一年中かかる場合も見受けられます。また、結果がNGなのに理由が曖昧で、再申請に向けたアドバイスがないため、次の申請もまたNGになるなど30年前ならいざ知らず、現代において考えられないようなサービスレベルに驚愕するばかりです。</p>	<p>外国人の方の在留資格に関する御意見です。 外国人の方の在留資格に関する手続については、標準処理期間を設け、迅速な処理を心掛けております。 標準処理期間については、法務省のホームページにも掲載しております。 ・在留資格変更許可申請 <a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html</a> ・在留期間更新許可申請 <a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html</a> ・永住許可申請 <a href="http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-4.html">http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-4.html</a> なお、さまざまな理由でやむを得ず審査に時間を要する場合がございます。 審査の結果、許可されない場合は、申請人御本人に対して、その理由を可能な限り明らかにしております。 これからも、外国人の方の利便性向上に向け、努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いたします。</p>
<p>東京地方検察庁特別捜査部、大阪地方検察庁特別捜査部、名古屋地方検察庁特別捜査部が刑事事件として取り上げる必要のないことまで刑事事件として捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどしている。 例) ロッキード事件、リクルート事件、ライブドア事件等多数</p>	<p>検察当局の捜査活動に関する御意見です。 検察当局は、刑事事件の捜査において、法と証拠に基づき、適切に対処しているものと認識しています。</p>
<p>法務省の職員ですが、仕事をすっばかしてジムのサウナ(コナミスポーツ大手町)に入り浸っています。朝も7時から10時30分過ぎまでジムで時間を過ごし、昼過ぎや夕方までサウナで寝転んでいます。仕事の合間にジムで時間をつぶしているとしか思えません。タオルを使いまくってジムではトラブルも何度か起こしています。あんな職員の給料が私たちの税金から捻出されていると思うと腹立たしくて仕方がありません。おそらく縁故で法務省に入ったようですが、彼女の素行を注意する上司はいないのでしょうか。</p>	<p>職員の勤務時間に関する御意見です。 御意見を踏まえ、調査を実施したところ、勤務倦怠となるような事実は確認されませんでした。 今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>受け皿となる事業主のご苦勞に報いる施策は不可欠なものです。</p> <p>しかしながら、最大72万円を奨励金として与える行為は、障害者雇用の奨励金制度に比し、不適切な行為といわざるを得ません。</p> <p>なぜならば、障害者雇用は社会適応能力、作業能力等が著しく劣っているがゆえの障害認定であり、能率等の向上は著しく、何年も永続して思慮と経済的負担を要しても、報奨金はほぼ同額、大企業は半額以下です。本来、罪の責任能力を有する者は一般人であり、一般人ならば雇用に報奨金は不要なはずです。</p> <p>ところで、罪の責任能力を有する者は就労にも責任を負うべきです。心を改めれば、一人前にやれるのですから、怠慢が止まらぬようなら解雇もやむなし、ではないでしょうか。</p> <p>ただし、同じに解雇するなら、72万円の給付を得てから解雇した方がよく、やくざまがいの企業には御の字で、悪の温床を国が手掛けているかのようです。</p> <p>現実には慈善的思いで雇用して更生につなげている事業主が、名乗りを上げている事業主の何倍もあります。また雇用後に発覚しても、変わらず雇用してくれる雇用主は、更にその何倍もあります。それゆえ、より多くの雇用主に光をあてるべきで、そのことで出所者の就労の機会も増え、社会復帰が容易に果たせるようになるのではないのでしょうか。そこで、奨励金ではなく、一時金の報奨金(危険手当)として、高額でなく、薄くして広く支給したらいかがなものでしょうか。</p> <p>雇用主は名乗りを上げた限られた者だけであり、出所者は満期出所者を除いた、仮出所者だけで、しかもすぐに仕事の決まらぬ者を除いた、マッチング等の考慮を求めぬ1か月以内の早期就職者だけを対象としており、また再雇用者を除いた、初回者だけのチャンスであり、全て門戸が狭くて縁を得がたく、継続性も危ういものです。</p> <p>未来に思いをはせ、より良き社会を築くために、より効果的施策を期待したく、どうか今一度、ご考慮下されたく何とぞよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金に関する御意見です。</p> <p>刑務所出所者等の再犯防止においては、就労の果たす役割は大きなものですが、刑務所出所者等の就労の確保にはその事情を理解した上で雇用して下さる協力雇用主の存在が不可欠であり、刑務所出所者等就労奨励金制度はこうした協力雇用主の方々の支援策として始めたものです。</p> <p>いただいた御意見は、刑務所出所者等の就労を促進し、再犯防止に向けて同制度をより効果的に活用するように、今後の刑務所出所者等の就労支援及び協力雇用主に対する支援の参考とさせていただきます。</p> <p>今後とも更生保護行政に御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。</p>
<p>この度、会社を移転しまして、さいたま地方法務局春日部出張所の相談窓口へ届出書類の記入方法及び申請方法の御相談にお伺いしたのですが、相談した相手に下記の事を言われました。</p> <p>「私の知っている情報は古い情報ですので、本店に行って聞いて下さい。私はOBなので現在のシステムは分かりません。」</p> <p>相談窓口にもシステムも理解していない無能なOBを置いておかないでください。わざわざ、電話にて内容をお伝えした上で御伺いしているにもかかわらず、御伺いしてから分かりませんでは、お互いに時間及び金の無駄です。</p>	<p>法務局職員の窓口対応に関する御意見です。</p> <p>この度は、登記申請における届出書類の記入方法及び申請方法の御相談において、御不便をおかけしましたことについて、お詫び申し上げます。</p> <p>相談窓口を御利用になるお客様の立場に立ち、丁寧な対応を行うよう現地局においても今後とも研さんに努めてまいる所存です。</p> <p>この度の御意見を踏まえ、改めて丁寧な対応を行うように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>先日、家族(日本人)で海外旅行をした際、成田第一ターミナル南ウイングを利用しました。出国の際に自動化ゲートの登録をしようと思ったのですが、あいにく登録時間を過ぎており、できずにいると、若い職員が帰国時にパスポートコントロールを通る前に登録できると教えてくれました。</p> <p>8月28日、日曜日の帰国時に言われたとおり日本入国のパスポートコントロールのブースの手前のCREWの通るところに警備の人や検疫の係員に聞きながらたどり着いたところ、10名ほどのCREWが並んでいました。すると中年の職員が「Excuse me!!This is crew only!!」と大声で私たちに怒鳴ってきました。「自動化ゲートの登録をしたいのですが」と伝えたところ、「忙しい、業者を呼ばなければならない、中央棟2階でもできる」ということを3回ほど大声で繰り返してきて、結局、「自動化ゲートの登録はどこでしたらいいですか」と尋ねながらやっとたどり着いたところでは登録してもらえませんでした。この職員の非常に高圧的で無礼な振る舞いの中に、自動化ゲートの登録はできる限りしたくない、という強い意志を感じました。</p> <p>利用者のためにと良い制度を考え、また機械を設置しても現場でそれを進めたくないという思いがあると、せっかくの良いものを導入してもいかせないと思いました。</p>	<p>入国管理局職員の対応に関する御意見です。</p> <p>この度は、東京入国管理局成田空港支局職員の対応により、御不快な思いをされましたことをお詫び申し上げます。</p> <p>自動化ゲートは出入国審査の待ち時間の短縮や利用される方の利便性の向上に資することから、入国管理局全体でその活用の推進に取り組んでいるところであり、今後とも、より多くの方に自動化ゲートを利用していただけるよう取り組むとともに、当該職員を含めた職員全体の接遇向上に努めてまいります。</p>
<p>札幌刑務所で、約半年前に所長が変わられた後、なぜかあらゆる入札の透明性がなくなってきたように見受けられ、所内の雰囲気もがらりと変わり、職員も以前と違い、違和感を持って仕事をされているように感じました。</p>	<p>刑事施設の入札に関する御意見です。</p> <p>刑務所を含む国の行う入札等の調達活動は公共的なものであることから、費用対効果といった経済性に加えて、公正性、透明性などといった多様な要請に合致しなければならず、会計法令を始めとする諸法規を遵守しなければなりません。そのため、職員の異動によって透明性が失われるようなものではないと考えております。</p> <p>今回いただきました御意見につきましては、真摯に受け止め、今後の施設運営の参考にさせていただきます。</p>
<p>不登校の子供に困って相談をしましたが、何の助けにもなりません。「子どもの人権」と銘打っているので、教育を受ける権利という面から、学校に対してどのようなことを要求できるか、法的に、そして具体例を知りたかったのですが、「そういうことはこちらでは何とも申し上げられません」と、極めて素っ気ない返事が返ってきただけでした。これまでいくつかの不登校に関する組織に相談しましたが、当該事業所が最も不親切でした。いかにも頼れそうな「110番」などという名称をつけなくてください。</p>	<p>人権相談に関する御意見です。</p> <p>全国の法務局・地方法務局では、子どもをめぐる人権問題に対応するためのフリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」をはじめとする人権相談窓口を開設し、様々な人権問題について御相談をお受けしています。</p> <p>御相談をお受けする際は、相談者の方の心に寄り添い、真摯に対応するよう心がけておりますが、御意見の趣旨も踏まえ、今後も引き続き、適切な対応に努めてまいります。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>商業登記にしろ不動産登記にしろ申請された書類の真偽をろくに確認せず、登記しているだけの業務を行っているのだから、単なるデータ入力作業であり登記官などという公務員は必要なし。即刻リストラし、派遣やバイトにやらせて人件費を削れ。税金を無駄に垂れ流すな。</p>	<p>法務局の登記官に関する御意見です。</p> <p>不動産登記制度は、国民の重要な財産である不動産について、その物理的現況と権利関係を明確にして、取引の安全を保護するとともに、国土開発・徴税等の国家の施策の基礎をなす制度であり、また、商業・法人登記制度は、権利義務の主体となる法人を創設し、その組織と業務内容を明らかにして、取引秩序を維持する制度であり、これらはいずれも、国家運営の基本をなすと同時に、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支える制度です。</p> <p>そして、これらの登記の審査事務は、登記記録、申請情報及び添付情報等から申請された内容が登記することができる適法なものであるかを判断して登記簿に権利の変動等を記録する法律審査事務であることから、事務に精通した職員である登記官により行われる必要があります。</p> <p>今後とも登記制度に御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>